

ふしの干潟いきもの募金規約

(趣旨)

第1条 この規約は、榎野川河口域・干潟自然再生協議会設置要綱第2条に定める榎野川河口干潟等の自然再生を進めるために、榎野川河口域・干潟自然再生協議会（以下「協議会」という。）が収受する寄付金等に基づいて設立する「ふしの干潟いきもの募金」について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において「寄付金等」とは、個人や団体等の自由な意思や了解によって提供される金銭、物品その他の物をいう。

(募金の設置)

第3条 協議会は、寄付者から収受した寄付金等を適正に管理運営するために、ふしの干潟いきもの募金（以下「募金」という。）を設置する。

(募金の使途等)

第4条 協議会は、募金を、協議会構成員が行う榎野川河口干潟等の自然再生に関する次の活動を支援するために活用する。

- (1) 干潟環境の向上・保全、景観の保全
- (2) 生物多様性の向上、漁場環境の改善
- (3) 環境学習等の親水活動
- (4) 調査研究・モニタリング
- (5) 活動等の広報及び啓発活動
- (6) 募金の運営・広報
- (7) その他、干潟等の保全・再生に関すること。

2 支援対象とする活動及びその実施者については、第5条に定める「ふしの干潟いきもの募金委員会」において案を作成し、協議会において決定する。

3 支援対象となった活動の実施者は、当該活動に係る内容及び収支等を記載した書類等を、活動完了後速やかに募金事務局に提出しなければならない。

(募金委員会)

第5条 協議会は、募金の適正な運営を行うため、「ふしの干潟いきもの募金委員会」（以下「募金委員会」という。）を置く。

2 募金委員会の運営は、別に定める「ふしの干潟いきもの募金委員会設置・運営規則」に基づいて行う。

(募金事務局)

第6条 協議会は、募金の事務を円滑に行うために募金事務局を設置し、次の実務を担当させる。

- (1) 募金の出納管理等の会計事務
- (2) 募金により実施される活動の選定に関する事務

- (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
 - (4) 資料・領収書等の送付
 - (5) 第5条に規定する募金委員会の運営
 - (6) その他、本募金の運営に関する業務
- 2 募金事務局は、募金専用の口座を開設し、その管理を行う。
 - 3 募金事務局は、山口県環境生活部自然保護課に置く。

(支援者)

第7条 協議会は、募金の広報、寄付を呼びかけるため、団体等を支援者（ふしの干潟サポーター）とすることができる。

(寄付金等の使途の指定)

第8条 寄付者は、自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨に基づく第4条の使途の範囲内においてあらかじめ指定することができる。

(募金の運用・管理)

第9条 募金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管し、積み立てを行う。

- 2 募金の運用・活用から生じる利益は、この募金に繰り入れる。

(協議会への報告等)

第10条 募金委員会は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、承認を得るものとする。

- 2 前項の報告に当たり、事前に協議会設置要綱第9条に規定する監査を受けなければならない。

(運用・使途の公表と報告)

第11条 協議会は、本募金の運用状況と使途について定期的に公表するとともに、寄付者に報告する。

(会計年度)

第12条 本募金の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(規約の改定)

第13条 この規約を改定するには、協議会の承認を得なければならない。

附則

この規約は、平成30年2月24日から施行する。